

《 令和2年度 「縦覧・医療情報との突合点検処理」 日程表 》

1 確認表等送付日及び受付締切日

点検サイクル (点検対象サービス月)	①	②	③	④	⑤
	「介護給付費縦覧/ 医療突合審査確認表」 送付	「介護給付費縦覧/ 医療突合審査確認表」 回答締切	「適正化にかかる 過誤申立情報一覧表」 送付	再請求明細書締切	「介護給付費過誤決定 通知書」送付
	連合会→事業所	事業所→連合会	連合会→事業所	事業所→連合会	連合会→事業所
第Ⅰ期点検 (令和元年5月 ～7月)	R2/ 5/15 (金)	R2/ 5/29 (金)	R2/ 7/27 (月)	R2/8 /10 (月)	(伝送) R2/ 9/ 7 (月) (郵送) R2/ 9/25 (金)
第Ⅱ期点検 (令和元年8月 ～10月)	R2/ 8/17 (月)	R2/ 8/31 (月)	R2/10/26 (月)	R2/11/10 (火)	(伝送) R2/12/ 7 (月) (郵送) R2/12/24 (木)
第Ⅲ期点検 (令和元年11月 ～令和2年1月)	R2/11/16 (月)	R2/11/30 (月)	R3/ 1/25 (月)	R3/ 2/10 (水)	(伝送) R3/ 3/ 5 (金) (郵送) R3/ 3/25 (木)
第Ⅳ期点検 (令和2年2月 ～4月)	R3/ 2/15 (月)	R3/ 2/26 (金)	R3/4/26 (月) [予定]	R3/5/10 (月) [予定]	(伝送) R3/ 6/ 7 (月) [予定] (郵送) R3/ 6/25 (金) [予定]

※R2.3.1 現在のものであり、R3.4以降の日程については、今後変更となる可能性があります。

2 確認表等送付日及び受付締切日①～⑤について

- ① 本会で点検審査処理を実施した結果、請求内容に疑義がある場合に該当事業所へ「確認表」により照会をします。
- ② ①により照会した内容について、確認調整結果を記入した「確認表」を上記の期限までに本会へ郵送にて返送してください。
- ③ ②により『過誤申立をする』と回答した場合、保険者での点検（確認）を経た後、当該請求明細書の情報を伝送請求事業所の場合は伝送、その他の事業所へは郵送にて本会より通知します。
- ④ ③にて通知した請求明細書分について、必要に応じて再請求してください。（通常の介護請求明細書の請求受付と同日）
- ⑤ 当該過誤対象となった請求明細書について、過誤処理した結果を通知します。（通常の決定額通知書等の送付日と同日）

福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係 電話 024-523-2871 FAX 024-528-0989